

小田原市監査委員公表第9号
平成27年3月27日

小田原市監査委員	岡 本 重 治
小田原市監査委員	井 上 久 嘉
小田原市監査委員	安 野 裕 子

定期監査（Ⅲ）の結果公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、
同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成27年1月15日から平成27年3月25日まで

3 監査対象部課等

秘書室、企画部（行政管理課）、福祉健康部（福祉政策課、障がい福祉課、保険課）、子ども青少年部（青少年課）、都市部（都市政策課、都市計画課、中心市街地整備課、拠点施設整備課）、病院管理局（経営管理課、医事課）、消防（消防総務課、広域調整課、予防課、警防計画課、救急課、情報司令課、消防署）、教育部（保健給食課）

4 監査の対象

主として平成26年度の12月末日までの収入・支出等の財務事務の執行

5 監査の方法

各対象課等から関係書類の提出を求め、書類を審査するとともに関係職員から事情聴取を行った。

6 監査の結果

収入・支出等の財務事務については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において以下のとおり指摘又は改善を要する事項が見受けられた。

(1) 収入事務

- ・行政財産の目的外使用料の納付期限について、条例で定める範囲を超えて設定していたものや、設定のないものが見受けられた。（障がい福祉課、経営管理課、消防総務課）
- ・行政財産の目的外使用について

使用料については、原則として使用開始日から30日を超えない範囲内で指定する日までに納付しなければならないと条例で規定されているので、各所管課が任意に納付期限を設定することなく、適切な事務執行を図られたい。

(2) 支出・契約事務

- ・契約事務の執行において、軽易な誤りが相当数見受けられた。（経営管理課、消防総務課）
- ・小学校に設置した備品を、中学校費で購入していた。（保健給食課）
- ・健康手帳の購入について、単独見積りで執行されていたが、現行の通達ではなく、廃止された通達に拠っていた。（保健給食課）
- ・消防団員退職報償金の源泉徴収の必要性を判断するための申告書に不備が見受けられた。（消防署）

- ・源泉徴収事務について

所得税の源泉徴収の対象は、給与、退職手当、謝礼等のほか、測量士などに対する報酬や原稿料などの広範囲に及ぶことから、注意を促してきたところであるが、今回、事務においても不適切な取扱いが見受けられたので、改めて市として源泉徴収の対象となる支払や手続きなどを把握し、事務に遺漏がないように努められたい。

(3) 財産管理事務

- ・行政財産の目的外使用について、使用開始日を相当経過した後に許可決裁を受けていたことなど許可手続きに不適切な事例が見受けられた。(経営管理課)